

男性労働者の育児休業取得率等の公表

育児・介護休業法の定めにもとづき、育児休業等の取得割合について、以下の内容を公表します。

育児休業等の取得割合
育児休業等を取得した男性労働者数： 1 人
2025 年度における男性労働者の育児休業等の取得率： 33.3%

※公表年度：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。
ただし、小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を除外しています。

- ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・ 育児・介護休業法第 23 条第 2 項（3 歳未満の子を育てる労働者について、所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）または第 24 条第 1 項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する事業主の努力義務）に基づく措置として、育児休業に準ずる制度を講じた場合には、当該制度に基づく休業も『育児休業等の取得状況の公表義務』の対象となり、これらの制度により取得された休業についても、育児休業取得率の算定に含めています。